

# 国保会館 2 階役員室及び 3 階フロア照明器具 LED 化工事

## 工事仕様書

### 1 工事名称

国保会館 2 階役員室及び 3 階フロア照明器具 LED 化工事

### 2 工事場所及び所在地

工事場所：国保会館 2 階役員室、3 階フロア

所在地：沖縄県那覇市西 3-14-18

### 3 工事期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日

### 4 工事日について

本会閉庁日（土・日・祝祭日）に実施すること。なお、詳細は、本会担当者と調整のうえ、決定すること。

### 5 工事内容

#### (1) 国保会館 2 階役員室及び 3 階フロア照明器具 LED 化。

※器具の設置箇所については、別添「図面等」を参照すること

##### ① 2 階役員室

10 台ある既設照明器具は、設置台数を 8 台に変更する。また、撤去箇所は、天井穴修復すること。

##### ② 3 階事務室

##### ③ 廊下

##### ④ オープンスペース

##### ⑤ 苦情相談室

2 台ある非常用灯の内 1 台は撤去し、内 1 台は中央に設置する。また、撤去箇所は、天井穴修復すること。

#### ⑥OCR 室

2 台ある非常用灯の内 1 台は撤去し、内 1 台は中央に設置する。また、撤去箇所は、天井穴修復すること。

#### (2) 養生等

工事範囲には、シート等を敷設し養生等を施すこと。また、机上、キャビネットなどの備品等は移動せず作業すること。作業終了後は、清掃片付けを実施すること。

#### 6 既設器具等の撤去及び廃棄

既設器具等の撤去及び廃棄は、関係法令を遵守のうえ、受注者が適正に処分することとし、処分後は、速やかに廃棄物処理関係書類（マニフェスト）を沖縄県国民健康保険団体連合会総務課へ提出すること。

ただし、撤去した蛍光灯で継続使用が可能なものは、本会が再利用するため、指定箇所に置くこと。

#### 7 責任の所在・保証

- (1) 本契約に係るすべての納品物の正常稼働については、製品の製造者の如何に関わらず、受注者が責任を負うこととする。
- (2) 納品物は新品であること。照明器具は国内メーカー製とし、動作保証 3 年以上、かつ、設計寿命 40,000 時間以上であること。
- (3) 引き渡し完了から 1 年以内に納入物に欠陥が発見されたとき、受注者は速やかに無償修理または無償交換を行うこととする。

#### 8 その他

- (1) 総額には、配送、搬入、工事、既設器具の撤去・引き取り・処分費のほか、本契約に係るすべての費用を含めること。
- (2) 受注者が選択し、納入する器具等により新たな工事が生じた場合、受注者負担とする。
- (3) 本工事は、この仕様書によるほか、関係法令、規則等を遵守し、確実に施行すること。
- (4) 工事期間中は、安全及び衛生管理に十分に注意し、万一事故が発生した場合、直ちに報告すると共に、受注者の責任において適切に処理すること。
- (5) 工事中、故意または過失により、施設、設備及び物品等を破損、汚損した場合は、受注者の責任において原形復旧すること。
- (6) 工事施工中は、火気、盗難等の事故防止に十分注意すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、適宜本会との協議に応ずること。